

小中学校教員用予備ノートパソコン等保守業務委託 仕様書

1 保守業務の種別及び内容

業種	内容	時期	履行場所
アップデート	各種アップデート:OS、Office等、インストールされているソフトのアップデート作業※1	随時	現地
リコール作業	メーカー発表に基づき実施	随時	現地
緊急保守	① 物理的故障:現地修理、メーカー回収修理の后再設置(原状復帰)	随時	現地
	② ネットワーク・ソフトウェア故障:現地修理、メーカー回収修理の后再設定(原状復帰)	随時	現地
	③ ウィルス被害:現地修理、メーカー回収修理の后再設定(原状復帰)	随時	現地
アドバイス業務	① システム説明:ソフトウェア・ネットワークの使用方法説明等	随時	電話・現地
	② 講習会:教育委員会、学校からの要望がある場合、協議の上、実施	不定期	現地
	③ ヘルプデスク:メールアカウント設定等の説明等	随時	電話・現地

※1 更新に費用負担が発生する場合(バージョンアップ等)は、事前に連絡すること。

2 保守業務の基本内容

保守対象機器	リースにより導入しているすべての機器及びシステム ※別途メーカーダイレクト等の保守契約のあるものは、当該保守受注者への連絡・調整を滞りなく行うこと。	
物理的補償範囲	故障部品の交換については、メーカー純正部品を使用し、無償(受注者負担)とする。ただし、以下の場合を除く。 ①TFTディスプレイの液晶表示部 ②故意、過失、天災、地震に起因する故障	
	※パソコン修理の際、完了時には、メーカーの修理完了報告書の控えを教育総務課へ報告書と一緒に提出すること。	
	保守作業の時間帯	
保守作業の時間帯	9:00～17:00とする(土日、祝祭日は除く) ※緊急保守については、学校・教育委員会からの連絡に基づき、速やかに実施すること。 特に、ウィルス発生時は、連絡が午前中の場合、原則として当日中に現地作業を実施すること。 不可能な場合は、電話で適切な指示を行い、被害の拡散防止に努めること。 その他緊急時等の対応は、両者協議の上、定めることとする。	
	報告書の提出	
	報告書の提出	保守作業完了時には、別に定める完了報告書を提出すること。
	特約事項等	
特約事項等	保守対象機器は、教職員の加配等によりパソコンに不足が生じた学校に教育委員会から貸与することを想定しているため、契約期間中に上記「5実施場所(当初)」以外の市内小中学校に移設が生じても、その移設場所において保守業務の対象とすること。	

3 保守対象物件 「小中学校教員用予備ノートパソコン等 機器明細」のとおり

4 保守契約期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで(60か月)

5 実施場所 市内小中学校23校 別紙「小学校一覧」のとおり

6 その他 保守対象機器は、教職員の加配等によりパソコンに不足が生じた学校に教育委員会から貸与することを想定しているため、契約期間中に上記「5実施場所(当初)」以外の市内小中学校に移設が生じても、その移設場所において保守業務の対象とすること。

7 請求書提出先 新発田市教育委員会2階 教育総務課 教育総務係 TEL 0254-22-9531

※契約終了後、この契約に関する業務評価を行います。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。